JCII News 2025. 7 No.30

一般財団法人化学研究評価機構 Japan Chemical Innovation and Inspection Institute

2018 年 6 月の改正食品衛生法で日本に導入されたポジティブリスト制度が、5 年間の経過措置期間を経て、本年 6 月に完全施行となりました。完全施行のタイミングで消費者庁から示されたいくつかの運用措置と、ポジティブリストの完全施行に合わせて行われた関連する規格・基準の改正について解説します。また、今般のポジティブリストに導入された食品接触材料用リサイクルプラスチック材料について、その適正な製造管理を認証する高分子試験・評価センターの取組みをご紹介します。

## Ⅰ ポジティブリスト制度の完全施行について

食品接触材料安全センター

### 1．ポジティブリストの経緯

2018 年 6 月食品衛生法が改正され、合成樹脂製の食品用器具及び容器包装に、国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備を目的とし、ポジティブリスト制度が導入されました。

ポジティブリスト制度の施行は法制定から 2 年以内とすることが定められていたこともあり、2020 年 4 月 28 日、施行日の 1 か月前にポジティブリストが告示されましたが、さらなる整理を必要とすることが明らかにされました。そのため、「告示の適用の日前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装と同様のものが同日から起算して五年を経過する日までの間に販売の用に供するために製造され、若しくは輸入される場合、それに使用される（中略）原材料であって、これに含まれる物質については、この告示による改正後の食品、添加物等の規格基準の別表第一に掲げられているものとみなすことができる」として 2025 年 5 月 31 日までの経過措置が設けられ、既存の事業活動の継続に配慮されました。

この経過措置の間に、2021 年 12 月 21 日及び 2022 年 3 月 23 日に、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会　器具・容器包装部会において、ポジティブリストの大幅な見直し・検討が進められました。そして、2023 年 11 月 30 日に改正ポジティブリストが告示され、2024 年 9 月 27 日には当該ポジティブリストにさらにいくつかの物質が追加され告示されています。

そして、2025 年 6 月 1 日、5 年間の経過措置期間が終了し、改正されたポジティブリストが施行されました。

### 2．新たな経過措置の制定

2025 年 6 月 1 日に改正されたポジティブリストが施行されましたが、事業者に配慮して、いくつかの運用が新たに消費者庁から示されています。

（１）経過措置の対象の拡大（器具及び容器包装のポジティブリスト制度に関する Q&A：消費者庁食品衛生基準審査課　令和７年５月 14 日付　事務連絡）

| |
|---|
| 中間製品の製造のために（届出事業者が）保管している原材料を使用して製造した製品も、経過措置の対象に含めることとされました。 |

問 43　器具又は容器包装について、経過措置期間の令和７年５月末までに製造したもの、輸入したもの、販売したもの及び営業上使用しているものは、経過措置期間経過後はどのような取扱になるのか。

答　（一部追記）

器具・容器包装の製造工程における中間製品の取扱について、少なくとも、器具又は容器包装を製造する営業の届出が必要となる者において製造した中間製品（器具又は容器包装を製造する営業の届出が必要となる者に相当する外国の製造業者が製造した中間製品であって、製造のために輸入・保管されているものを含む。）及び中間製品の製造のために保管している物については、経過措置の対象となります。

（２）経過措置の暫定的な実質延長（食品用器具及び容器包装のポジティブリスト制度に関する Q&A について：消費者庁食品衛生基準審査課　厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課　令和７年５月 23 日付　事務連絡）

| |
|---|
| 事業者からの要望に応じて、暫定的に経過措置の実質延長が運用で示されました。 |

問　令和２年６月１日前に販売等されていた器具又は容器包装と同様のもの（※）について、ポジティブリスト制度への適合性を確認するため、業界団体への確認証明書等の発行の申請、輸入品については輸入元への確認等を行っているが、令和７年６月１日までに確認が間に合わない見込みである。この場合、令和７年６月１日後、速やかに確認を進めることとしてもよいか。

※「令和２年６月１日前に販売等されていた器具又は容器包装と同様のもの」とは、令和２年６月１日より前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装に使用されていた物質（合成樹脂の原材料に限る。）をその使用されていた範囲内で使用して製造又は輸入された器具又は容器包装をいう。

答　差し支えない。ただし、確認に向けた具体的な計画を立て、速やかに確認を進めるとともに、もし確認の結果、ポジティブリスト制度に適合していないことが判明した場合には、その時点までに販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装を除き、速やかにポジティブリスト制度に適合するものに切り替えること。

なお、輸入品について、令和２年６月１日前に販売等されていた器具又は容器包装と同様のものでポジティブリスト制度への適合性を確認中の場合は、輸入者は欧米等のポジティブリスト制度に適合していることを確認することが望ましい。

（解説）

情報伝達や適合品使用の義務など、法が要求していることには変わりはありません。輸入品も含めて、速やかに日本のポジティブリスト制度への対応を確認する必要があります。

（３）使用実績のある機械の継続的使用への配慮（「器具及び容器包装のポジティブリスト制度に関する Q&A」の 一部改正について：消費者庁食品衛生基準審査課　令和 7 年 6 月 20 日付　事務連絡）

| |
|---|
| これまで使用してきた実績のある機械について、継続的に使用できるように配慮されました。 |

問 43 の 2　食品等の製造所等において、令和 2 年 6 月 1 日前に営業上使用されている機械等と同様のものであって令和 7 年 6 月 1 日前に営業上使用されているものについて、令和 7 年 6 月 1 日以降に修理、消耗品等の交換等を行う場合、それらが行われた機械等が令和 2 年 6 月 1 日前に営業上使用されている機械等と同様のものである場合には、経過措置の対象として考えてよいか。

答　令和 7 年 6 月 1 日以降に修理、消耗品等の交換等を行ったとしても、引き続き、令和 2 年 6 月 1 日前に営業上使用されている機械等と同様のものであると考えられる場合は、当該修理、消耗品等の交換等に係る部品も含めて、経過措置の対象と考えて差し支えありません。

（注）この Q&A における「同様のもの」とは、令和 2 年 6 月 1 日より前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装に使用されていた物質（合成樹脂の原材料に限る。）をその使用されていた範囲内で使用して製造又は輸入された器具又は容器包装をいいます。

（解説）

日本の食品衛生法上の「器具」は範囲が広いため、いわゆるカトラリー等の器具と対応を分けたものと思われます。

「この Q&A における「同様のもの」」の定義から、令和 2 年 6 月 1 日より前に営業上使用されている機械に使用されていたものと同様のものであれば、タンク等の内部の樹脂塗装の剥がれの再塗装や、使用されていた範囲内で製造される合成樹脂製部品も経過措置の対象に相当すると考えられます。

## Ⅱ　「食品、添加物等の規格基準」における器具及び容器包装に係る試験法の一部改正について

高分子試験・評価センター

### １．試験法改正の背景と目的

近年、食品の品質低下や衛生上のリスクなどに対して安全性を高める技術の進化が進み、器具・容器包装の材質や構造も多様化しています。これに伴い、従来の試験法では対応が困難なケースが増加し、より実態に即した評価方法への転換が求められていました。

また、ポジティブリスト制度との整合性を図る必要性もあり、「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号））における試験法の抜本的な見直しが行われました。以下に、今回の改正におけるポジティブリスト制度導入に伴う整理と、試験法の主な改正点について紹介します。

## 2．ポジティブリスト制度（PL 制度）導入に伴う整理

### （1）「E 器具又は容器包装の用途別規格」の改正（施行：2025 年 6 月 1 日））

PL 制度の導入により、食品毎に容器包装の規格を定めてリスク管理をするのではなく、PL 制度（製造管理基準含む）と材質別規格での管理に一本化されました。

**改正前**

1 容器包装詰加圧加熱殺菌食品の容器包装
**2 清涼飲料水の容器包装**
3 乳等の器具の規格
**4 乳等の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準**
5 氷菓の製造等に使用する器具
6 食品の自動販売機及びこれによって食品を販売するために用いる容器
7 コップ販売式自動販売機又は清涼飲料水全自動調理機に収められる清涼飲料水の原液の運搬器具又は容器包装

**改正後**

1 容器包装詰加圧加熱殺菌食品の容器包装（**一部規格削除**）
**削除**
**2** 乳等の器具の規格
**削除**
**3** 氷菓の製造等に使用する器具
**4** 食品の自動販売機及びこれによって食品を販売するために用いる容器
**5** コップ販売式自動販売機又は清涼飲料水全自動調理機に収められる清涼飲料水の原液の運搬器具又は容器包装

### （2）「D 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格」の改正（施行：2026 年 6 月 1 日）

「食品、添加物等の規格基準　第 3 器具及び容器包装　D 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格」にある合成樹脂製の器具又は容器包装の一般規格については、ほぼ全ての合成樹脂製の器具、容器包装に関わる規格になります。この一般規格の中から、過マンガン酸カリウム消費量を削除し、新たに総溶出物の試験が設定されました。

**個別規格が設定されていない合成樹脂製の器具又は容器包装**

**改正前**

**一般規格**
➢材質試験
・鉛･カドミウム
➢溶出試験
・重金属
・**過マンガン酸カリウム消費量**

**改正後**

**一般規格**
➢材質試験
・鉛･カドミウム
➢溶出試験
・重金属
・**総溶出物**

**個別規格が設定されている合成樹脂製の器具又は容器包装**

**改正前**

**一般規格**
➢材質試験
・鉛･カドミウム
➢溶出試験
・重金属
・**過マンガン酸カリウム消費量**
**個別規格**
➢材質試験
➢溶出試験
・蒸発残留物
・材質毎に規定された試験

**改正後**

**一般規格**
➢材質試験
・鉛･カドミウム
➢溶出試験
・重金属
・－
**個別規格**
➢材質試験
➢溶出試験
・**過マンガン酸カリウム消費量**
・蒸発残留物
・材質毎に規定された試験

また、合成樹脂製の器具又は容器包装のうち、個別規格に、過マンガン酸カリウム消費量試験が設定され、これまでと同様に試験は維持されます。

なお、フェノール樹脂、メラミン樹脂又はユリア樹脂を主成分とする合成樹脂製の器具・容器包装においては、これまでと同様に過マンガン酸カリウム消費量試験は、設定されておりません。

**（3）溶出試験における試験溶液の調製法の改正（施行：2025 年 6 月 1 日）**

乳等（クリームを除く）の蒸発残留物試験で、従来の 4%酢酸に代わり、20%エタノールが新たな食品擬似溶媒として設定されました。これまでの 4%酢酸では、特定の物質の溶出量が過小評価される傾向がありました。多くの乳製品は冷蔵保存されるため、10℃ 10 日間の保存条件に相当する 60℃ 30 分間の溶出条件で、牛乳に近い溶出量を示す 20%エタノールが採用されました。クリームについては、「食品、添加物等の規格基準　第 3 器具及び容器包装　E．器具または容器包装の用途別規格」のとおり、引き続きヘプタンが食品擬似溶媒として設定されます。

油脂及び脂肪性食品、酒類並びに乳等以外の食品のうち、pH5 以下のものについては 4%酢酸が食品擬似溶媒として用いられてきました。ポジティブリスト制度において、酸性食品を食品中又は食品表面の pH が 4.6 以下の食品としていることから、ポジティブリスト制度における酸性食品の定義に沿って、酸性食品（食品中または食品表面の pH が 4.6 以下の食品）として、引き続き 4%酢酸が食品擬似溶媒として用いられます。

また、材質別に溶出条件が整理され、使用温度が 100℃を超える試料の試験溶液の調製法について、水および 4%酢酸を試験溶液とする場合、溶出温度が 95℃から 90℃に変更されました。

## 3．試験法の一部通知化（施行：2025 年 6 月 1 日）

これまで「食品、添加物等の規格基準」の告示本文中に定められていた一部の試験法が、別途「通知」として示されることとなりました。これにより、より迅速な見直しや、新たな知見に基づく追加・修正が可能となり、分析法の性能評価により妥当性確認された、より多様な分析機器や手法を適用できるようになりました。

## 4．その他の改正点（施行：2025 年 6 月 1 日）

① 「強度試験」の削除

用途別規格の「強度試験」が、告示の「B 器具又は容器包装一般の試験法」から削除されました。

② 合成樹脂の個別規格における材質規格に係る名称の変更

ポリ塩化ビニル製の「クレゾールリン酸エステル」から「リン酸トリクレジル」に、ポリスチレン製の「揮発性物質」から「スチレン類」に、より正確な名称へ表記が変更されました。

③ 食品区分の定義変更

金属缶のヒ素試験における食品区分を、これまでの「pH5 を超える食品」と「pH5 以下の食品」という区分から、「酸性食品」と「それ以外の食品」に変更されました。この「酸性食品」の定義は、溶出試験における試験溶液の調製法についてと同様になり、食品区分の取り扱いがより分かりやすくなりました。

## ５．告示後のスケジュール（施行期日と経過措置：試験法変更への猶予期間）

2025 年 6 月 1 日からは、本稿にある、

２．（1）「E 器具又は容器包装の用途別規格」の改正、

２．（3）溶出試験における試験溶液の調製法の改正、

３．試験法の一部通知化、

４．その他の改正点

が施行されます。

2026 年 6 月 1 日からは、

２．（2）「D 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格」の改正

が施行されます。

上記、規格や試験法の変更に係る規定には、2027 年 6 月 1 日まで経過措置期間が設けられています。これは、各事業者が新たな試験法に対応するための準備期間を確保するための措置です。

したがって、2027 年 6 月 1 日前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装については、引き続き従前の基準で対応できることとされています。これにより、既存の流通在庫や製品への急激な影響は避けられますが、新規の製造・輸入に関しては、速やかに新基準への対応が求められます。

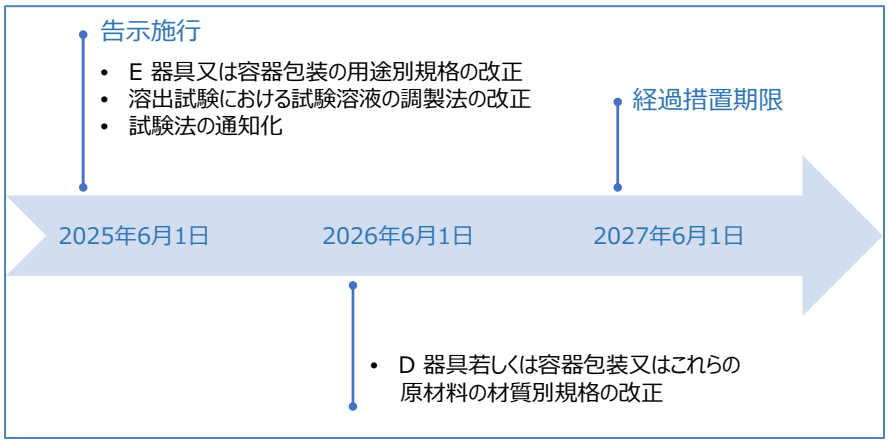


今回の改正に伴う試験について、高分子試験・評価センターでは改正された試験のご依頼を承っておりますのでお気軽にご相談ください。

（お問い合わせ）

高分子試験・評価センター 東京事業所

E-mail: tokyo@jcii.or.jp TEL:03-3527-5115 FAX:03-3527-5116

高分子試験・評価センター 大阪事業所

E-mail: osaka@jcii.or.jp TEL:06-6788-8134 FAX:06-6788-7891

## Ⅲ 食品接触材料用リサイクルプラスチック材料の製品認証書発行について

高分子試験・評価センター

高分子試験・評価センターでは、2024 年 12 月より食品接触材料用リサイクルプラスチック材料の製品認証を開始し、2025 年 6 月までに 6 社 8 工場に対して製品認証書を発行いたしました。
（https://www.jcii.or.jp/pages/408/）

本認証制度においては、厚労省から 2024 年 3 月に通知されたリサイクル指針に沿った規格（認証規格「食品接触材料用リサイクルプラスチック材料－ポストコンシューマ材料を物理的再生処理した重合体」）を制定し、その規格を満足したリサイクル材料に認証を付与しております。

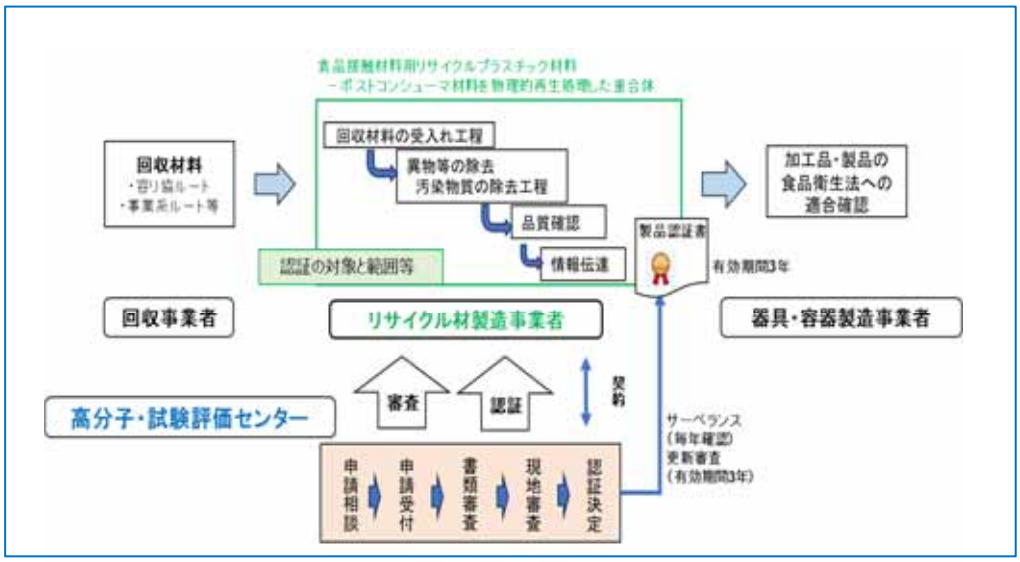


これにより、リサイクル材料製造事業者は、食品用器具及び容器包装製造事業者（器具・容器包装製造事業者）に対して、リサイクル材料についてのリサイクル指針適合の情報を提供することができ、器具・容器包装製造事業者はその情報を受け取ることで適正製造管理基準を順守することが可能となります。

詳細は、弊機構ＨＰ（https://www.jcii.or.jp/pages/376/）をご覧ください。

（お問い合わせ、認証の受付相談）
高分子試験・評価センター　認識業務室　　E-mail: r_ninsyou@jcii.or.jp

## Ⅳ　展示会「下水道展’25 大阪」出展について

高分子試験・評価センター

高分子試験・評価センターは、2025 年 7 月 29 日（火）～8 月 1 日（金）に開催されます「下水道展’25 大阪」に出展いたします。

管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドラインの試験やプラスチック製品・材料の各種試験のご案内をいたします。下水道管や水道管などの規格試験、プラスチックの成形から基礎物性評価までのワンストップサービス、プラスチックの耐候性試験や疲労試験による耐久性評価等、プラスチック製品、材料の試験に関心がございましたらお気軽にお問い合わせください。皆様のご来場をお待ちしております。

名　　称 ： 下水道展’25 大阪
会　　期 ： 2025 年 7 月 29 日（火）～8 月 1 日（金）10：00～17：00
（初日 10：30～、最終日 16：00 まで）
会　　場 ： インテックス大阪　1 号館・2 号館・3 号館・4 号館・5 号館
[大阪市住之江区南港北 1-5-102]
小間番号 ： 3-211
主　　催 ： 公益社団法人　日本下水道協会
詳　　細 ： https://www.gesuidouten.jp

（下水道展出展に関するお問い合わせ）
高分子試験・評価センター 大阪事業所　　担当者：佐藤
〒577-0065　大阪府東大阪市高井田中 1-5-3　東大阪市立産業技術支援センター内
TEL:06-6788-8134　FAX:06-6788-7891　E-mail: osaka@jcii.or.jp

JCII News（Japan Chemical Innovation and Inspection Institute News）　2025 年 7 月　第 30 号
発行人　照井　惠光
発行所　一般財団法人 化学研究評価機構
〒104-0033　東京都中央区新川 1-4-1　住友不動産六甲ビル 8 階
TEL：03-6222-9021　FAX：03-6222-9022　URL：https://www.jcii.or.jp
本誌の内容に関するご意見、ご質問は JCII 営業企画部（info_jcii@jcii.or.jp）までお寄せ下さい。
本誌の内容を無断で複写・複製・転載することを禁じます。